２　新規則第五条の六第十一項の規定は、個人が施行日以後に締結する新令第五条の三第十一項第八号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究について適用し、個人が施行日前に締結した旧令第五条の三第十項第七号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究については、なお従前の例による。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。）附則第二十六条第一号に規定する財務省令で定めるものは、改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項第一号に定める減価償却資産（租税特別措置法第二条第一項第六号に規定する減価償却資産をいう。）のうち当該減価償却資産に係る第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の七第一項に規定する確認書が施行日前に交付されたものとする。

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　新規則第五条の八第五項（第二号、第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする改正法第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の三第一項に規定する特定機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十条の三第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（個人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置）

第七条　改正令附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第六条の三第四項の規定に基づく旧規則第五条の十三第一項の規定は、なおその効力を有する。

２　改正令附則第八条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第六条の三第十二項（第四号に係る部分に限る。）及び第二十二項の規定に基づく旧規則第五条の十三第六項及び第八項の規定は、なおその効力を有する。

（有価証券の譲渡による所得の課税の特例等に関する経過措置）

第八条　新規則第十八条の十三の五第二項の規定は、令和四年以後の各年において新法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されている同項の特定口座に係る同項の報告書について適用し、令和三年以前の各年において旧法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

２　新規則第十八条の十三の六第二項の規定は、令和四年一月一日以後に新令第二十五条の十の十一第七項の規定により添付する同項に規定する計算書について適用し、同日前に旧令第二十五条の十の十一第六項の規定により添付した同項に規定する計算書については、なお従前の例による。

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九条　新規則第十九条の十の五第十二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支出する改正法第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十条　新令第二十七条の四第十項の規定の適用を受ける法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の新令第二十七条の四第十項の分割等（改正令附則第十七条第一項の規定の適用に係るものを除く。）が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたものである場合における新規則第二十条第三項から第八項までの規定の適用については、同条第三項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（令和三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以後六月以内。第八項において同じ。）」とする。

２　新令第二十七条の四第十二項の規定の適用を受ける法人の同項の現物分配（改正令附則第十七条第二項の規定の適用に係るものを除く。）が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたもの（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、当該開始の日の前日前にその残余財産が確定したもの）である場合における新規則第二十条第九項の規定の適用については、同項中「二月以内（令和三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われた現物分配（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該開始の日の前日前にその残余財産が確定したもの）にあつては、当該開始の日以後六月以内）」とする。

３　新令第二十七条の四第十七項の規定の適用を受ける法人の同項の分割等が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたものである場合には、当該開始の日の前日前にその残余財産が確定したもの）である場合における新規則第二十条第十項から第十五項までの規定の適用については、同条第十項中「二月以内（令和三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、当該開始の日以後六月以内。」とあるのは、「二月以内（令和三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われた現物分配（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該開始の日以後六月以内）」とする。

４　新令第二十七条の四第十九項の規定の適用を受ける法人の同項の現物分配（改正令附則第十七条第三項の規定の適用に係るものを除く。）が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたもの（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、当該開始の日の前日前にその残余財産が確定したもの）である場合における新規則第二十条第十六項の規定の適用については、同項中「二月以内（令和三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、当該開始の日以後六月以内。第十五項において同じ。）」とする。

５　新規則第二十条第十八項の規定は、法人が施行日以後に締結する新令第二十七条の四第二十七項第二号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究について適用し、法人が施行日前に締結した旧令第二十七条の四第十八項第二号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究については、なお従前の例による。

６　新規則第二十条第二十六項の規定は、法人が施行日以後に締結する新令第二十七条の四第二十七項第八号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究について適用し、法人が施行日前に締結した旧令第二十七条の四第十八項第七号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究については、なお従前の例による。

７　新令第二十七条の四第三十一項の規定の適用を受ける法人の同項の分割等が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたものである場合における新規則第二十条第四十項から第四十五項までの規定の適用については、同条第四十項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（令和三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、当該開始の日以後六月以内。第四十五項において同じ。）」とする。

８　新令第二十七条の四第三十二項の規定の適用を受ける法人の同項の現物分配（改正令附則第十七条第六項の規定の適用に係るものを除く。）が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われたもの（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、当該開始の日の前日前にその残余財産が確定したもの）である場合における新規則第二十条第四十六項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（令和三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に行われた現物分配（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該開始の日以後六月以内。）」とする。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十一条　改正法附則第四十四条第一号に規定する財務省令で定めるものは、旧法第四十二条の五第一項第一号に定める減価償却資産（租税特別措置法第二条第二項第二十五号に規定する減価償却資産に係る旧規則第二十条の二第一項に規定する確認書が施行日前に交付されたものとする。